

生駒山風致地区 ゾーンごとの建築物等の修景に関する指針

令和元年5月
生駒市 都市整備部 みどり公園課

[表1] ゾーン別による基準一覧表

ゾーン		2	3	4	7	8	9	10
建築物	屋根	形状	勾配屋根(片流れ屋根等を除く)とする				—	
		部材・色彩	色は濃灰、黒、濃茶、濃緑等とする					
	外壁	部材・色彩・仕上げ	※1	外壁の色は、白、ベージュ、グレーもしくは薄茶等とする				
工作物	塀等	部材・色彩・仕上げ	※2	表面が、白、ベージュ、グレーもしくは薄茶等で着色されたものとする				
	擁壁	部材・色彩・仕上げ	※3	道路に接する擁壁、及び視覚的に影響の大きい擁壁については、表面がリシン吹付け等で仕上げられたものとし、色は濃灰等とする				
	その他	色彩	濃灰、濃茶等で着色されたものとする					

備考 生駒山風致地区に、ゾーン1、5、6、11の指定はありません

※1:外壁の表面が、リシン吹付け等、もしくは、これに類似する外観を有する材料で仕上げられており、色は白、ベージュ、グレー、薄茶等とする

※2:表面が、リシン吹付け等、もしくは、これに類似する外観を有する材料で仕上げられており、色は白、ベージュ、グレー、薄茶等とする

※3:道路に接する擁壁については、石積み、もしくは、これと同様の形状となるものとする。また、視覚的に影響の大きい擁壁については、表面がリシン吹付け等で仕上げられたものとし、色は濃灰等とする

ゾーン2（維持・保全区域）

【概況】

- 生駒山の山頂と稜線及びその周辺の緑地であり、遠景としての生駒山のイメージを形成する最も重要な部分である。また、山頂付近は昭和30年代より電波塔など各種アンテナ、鉄塔が立ち並んでおり、生駒山の特徴のひとつともなっている。

【方針】

- 南北に広がる稜線部分についても、遠景・中景でのシルエットや緑に覆われた山肌の保全が重要であり、地形や森林については、大きな改変を避けることが望ましい。
- 山頂の付近は、中景・遠景として、最も視線の集まりやすい地点であり、稜線上の工作物等は奈良盆地の大部分の景観に影響することから、今後の設置に関しては、十分な配慮が必要である。
- 大規模な土地の改変は避け、緑地の残置を極力図る。大木を保全し、敷地周辺の緑地の残置、あるいは緑化を極力図る。
- 尾根線上にかかる建築物、工作物の設置は極力避けることが望ましいが、設置の際は、稜線のシルエットを保全するために、周囲の緑化を図る。
- 屋根、塔屋等シルエットを形成するものは、斜面に調和する勾配のある形状とする。また、屋根、外壁等の色彩については、周辺の樹林地と調和するものとし、樹林地の中で目立たないよう配慮する。

ゾーン3（維持・保全区域）

【概況】

- 豊かな森林に覆われた丘陵緑地の部分であり、市街地の背景として生駒山の風致を形成する重要な要素となっている。

【方針】

- 中景・遠景として緑に覆われた丘陵の全体景観を保全するため、樹林地を極力残し、自然要素との調和に配慮した景観形成を図るものとする。・生駒駅周辺より稜線への視線を保全する。
- 敷地周囲の緑地の残置、あるいは緑化を図る。
- 屋根、塔屋等シルエットを形成するものは、斜面に調和する勾配のある形状とする。また、屋根、外壁等の色彩については、周辺の樹林地と調和するものとし、樹林地の中で目立たないよう配慮する。

ゾーン4（維持・保全区域）

【概況】

- ・山麓の丘陵地であり、現在は緑地や農地となっている部分が多い。市街地や旧集落に接しており、緑豊かな地域のイメージを形成している。

【方針】

- ・緑に包まれた地域のイメージを保全するために、樹林地の維持、緑化に配慮する。
- ・建築物、工作物については、形態、色彩が斜面の緑地と調和するものとする。
- ・極力樹林地や緑地の維持を図る。特に、敷地の周囲は緑化に努める。

ゾーン7（維持・保全区域）

【概況】

- ・旧集落であり、緑化が進んだ良好なまちなみ景観を見せていている。丘陵の自然景観と調和したまちなみが、地域のイメージを形成している。

【方針】

- ・緑豊かな住宅地として、今後の建て替え等についても風致を維持していくよう図るものとする。
- ・建築物については、形態、色彩が周囲の集落や緑地に調和するものとし、まちなみの統一感の維持を図る。
- ・塀等の工作物については、周囲のまちなみと調和する色彩とする。
- ・道路前面の緑地を維持するとともに、擁壁は周辺と調和する仕様とし、緑が多く連続性のあるまちなみの維持を図る。

ゾーン8（育成区域）

【概況】

- ・ランドマークである生駒山への遠景には、大きく影響しない地域である。また、開発や建て替え等が進んでいる低層住宅地であり、多様な形態の住宅が混在している。

【方針】

- ・全体景観として、丘陵地の地形イメージを保全するため、背後の樹林と調和し、地区としての一体感のあるまちなみの形成を図る。
- ・建築物、工作物については、既存のまちなみ及び背景となる樹林と調和する形態、色彩とする。
- ・全体景観として緑の多い環境を維持育成するため、現在の敷地内緑地は、極力維持するとともに、特に道路面への緑化を促進し、まちなみの一体感を形成する。

ゾーン9（育成区域）

【概況】

- ・山麓に位置する学校や公共性の高い建築物等のオープンスペースが存在している地域。

【方針】

- ・丘陵の緑地の中にある公共施設にふさわしい景観の形成を図る。
- ・建築物、工作物については、周辺の緑地に調和する色彩とする。
- ・敷地が大きく、視覚的影響も大きいため、遠景として目立たないよう、敷地周辺や道路面への緑化を図る。

ゾーン10（育成区域）

【概況】

- ・幹線道路沿い等に中高層を含む、多様な建築物が混在している地域。

【方針】

- ・背後の樹林地に調和し、一体感のあるまちなみの形成を図る。
- ・建築物、工作物は、背後の緑地に調和する色彩とする。
- ・緑の点在するまちなみを形成し、一体感を創出するため、道路前面等での緑化を促進する。特に、中高層建築物においては、周辺の緑化により輪郭を被い、視覚的に突出したイメージを緩和する。